

減価償却費についての旧基本水量と更新基本水量へ配分イメージ図

R11料金改定以降に償却開始する資産の減価償却費はすべて更新基本水量とする。

※ 企業債利息、資産減耗費、長期前受金戻入、資産維持費の基となる償却対象資産額の配分も同様

減価償却費の総額

	R8	R9	R10	R11料金改定	R12	R13	R14
当初施設	① 減価償却費						
					② 減価償却費		
更新施設					③ 減価償却費		
					④ 減価償却費		
ダム	⑤ 減価償却費						



(旧) 旧基本水量側の料金原価の減価償却費

	R8	R9	R10	R11料金改定	R12	R13	R14
当初施設					① 減価償却費		
更新施設							
ダム					⑤ 減価償却費		

(更新) 更新基本水量側の料金原価の減価償却費

	R8	R9	R10	R11料金改定	R12	R13	R14
当初施設					② 減価償却費		
更新施設					③ 減価償却費		
					④ 減価償却費		
ダム							